教授会の組織及び運営に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第61号)第5条の規定に基き、教授会の運営に関する達を次のとおり定める。

昭和 30 年 9 月 28 日

防衛大学校長 槇 智 雄

教授会の運営に関する達

改正 昭和 41 年 8 月 3 日防衛大学校達第 6 号 平成 12 年 4 月 1 日防衛大学校達第 4 号 (会議)

- 第1条 防衛大学校長(以下「学校長」という。)は、原則として隔月第2火曜日(その日が休日にあたる場合は、第3火曜日)に、教授会の会議を招集する。
- 2 学校長は、必要があると認める場合は、臨時に教授会の会議を招集するものとする。

(定足数)

第2条 教授会は、原則として構成員の3分の2以上の出席があるとき、会議 を開くものとする。

(議題の提出)

- 第3条 教授会の構成員は、教授会の会議に議題を提出することができる。
- 2 議題を提出しようとする者は、議題とそれに必要な資料を会議を開く日の 3日前までに、議長のもとに提出するものとする。但し、特別の事情がある ときはこの限りでない。

(分科会の構成員)

第4条 教授会の分科会の構成員は、議長が指名するものとする。

(教授会の庶務)

第5条 教授会の庶務は、教務課において行うものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和30年9月20日から適用する。
- 2 教授会の運営に関する達(昭和30年防衛大学校達第5号)は、廃止する。

附 則 (昭和41年8月3日防衛大学校達第6号)

この達は、昭和41年8月3日から施行する。

附 則(平成12年4月1日防衛大学校達第4号) 抄

1 この達は、平成12年4月1日から施行する。